改正

昭和60年4月1日教委規則第1号 平成3年5月28日教委規則第7号 平成7年2月21日教委規則第3号 平成10年4月1日教委規則第7号 平成14年12月30日教委規則第15号 平成18年4月26日教委規則第9号 平成26年3月25日教委規則第5号 令和2年9月1日教委規則第7号 令和3年3月23日教委規則第2号

千歳市民文化センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市民文化センター条例(昭和58年千歳市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び承認等)

- 第2条 条例第3条第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる期間内に千歳市民文化センター使用承認申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 大ホール及び中ホールは、使用日の1年前から7日前まで
 - (2) 前号の施設以外については、使用日の1年前から2日前まで
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、使用日の前日まで
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市民文化センター使用承認書(第 2号様式。以下「使用承認書」という。)を当該申請者に交付する。
- 3 前項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用の際、使用承認書を携帯し、 千歳市民文化センターの職員(以下「職員」という。)から要求があったときは、これを提示し なければならない。

(使用の取消し等)

第3条 使用者がその使用を取り消し、又は承認を受けた内容を変更しようとするときは、千歳市

民文化センター使用取消(変更)申請書(第3号様式)に使用承認書を添えて教育委員会に提出 し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市民文化センター使用取消(変更)承認書(第4号様式)を当該申請者に交付する。

(使用期間の制限)

- 第3条の2 千歳市民文化センター(以下「文化センター」という。)及び千歳市民ギャラリー(以下「市民ギャラリー」という。)研修室1号、2号及び3号は、同一の使用者が引き続き5日を超えて使用することはできない。
- **第3条の3** 市民ギャラリー展示ホール1号及び2号は、10日を超えて使用することができないものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用料の徴収)

- 第4条 条例第6条第1項及び第2項の使用料は、第2条第2項の承認と同時に徴収する。 (附属設備等の使用料)
- 第5条 条例第6条第2項の附属設備及び備付物品(以下「附属設備等」という。)の使用料は、 別表第1のとおりとする。

(使用料の後納)

- 第6条 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、使用承認申請書 にその旨を記載しなければならない。
- 2 使用料の後納を認められた者が使用を取り消した場合には、当該後納を認められた使用料の額から第8条第1項の規定に準じて算定した額を減じた金額を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

- 第7条 条例第6条第4項及び条例第14条第4項の規定による使用料及び入場料の減免は、別表第 2に定めるところによる。
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。
- 3 入場料の減免を受けようとする者は、千歳市民文化センタープラネタリウム入場料減免申請書 (第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、別表第2第5項の規定による 入場料の減免を受けようとする場合にあっては、当該申請書の提出に替えて、同項に規定する手 帳又は同項に該当する者であることを証する書面を提示しなければならない。

(使用料の環付)

第8条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合の特別な理由及び還付額は、次に

掲げるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなったとき。 使用料の全額 に相当する額
- (2) 大・中ホールの使用料にあっては使用日の15日前までに、大・中ホール以外の使用料にあっては使用日の5日前までに第3条に規定する使用の取消申請をし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 使用料の8割に相当する額
- (3) 割増使用料及び附属設備等の使用料並びに冷暖房料 使用料の全額に相当する額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、千歳市民文化センター使用料還付申請書(第6号様式) に使用承認書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(特別な設備等の承認)

- 第9条 条例第8条の承認を受けようとする者は、千歳市民文化センター特別設備等承認申請書(第7号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市民文化センター特別設備等承 認書(第8号様式)を当該申請者に交付する。

(使用の打合せ等)

- 第10条 大・中ホールの使用者は、附属設備等の使用について使用日の7日前までに職員と使用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。
- 2 文化センターを映画会、演劇会、音楽会その他これらに類する催物のために使用する者は、使 用日の3日前までにそのプログラムを定め、教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

- 第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 許可なく広告物、宣伝物等を掲示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しないこと。
 - (2) 使用中の会場責任者及び整理員を置くこと。
 - (3) 使用承認を受けた人員を超えて入場させないこと。
 - (4) 附属設備等の取扱いを適切に行うこと。
 - (5) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (6) 館内外の清潔を保つこと。
 - (7) その他職員の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第12条 使用者は、建物又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、管理上の必要から職員が使用場所に立ち入る場合には、その立入りを拒んではならない。

(使用後の点検)

第14条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに職員に届け出て、点検を受けなければならない。

(入場者の遵守事項)

- 第15条 文化センターへ入場する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (2) 館内外の清潔を保つこと。
 - (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけないこと。
 - (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (5) その他職員の指示に従うこと。

(入場の拒否等)

- 第16条 次の各号の一に該当する者は、文化センターへ入場することができない。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物の類を携行する者
 - (2) 保護者が同伴しない未就学児童
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、文化センターの管理上支障があると認められる者 (プラネタリウム)
- 第17条 プラネタリウムは、あらかじめ時間を定めて、定期的に投影する。
- 2 教育委員会は、入場料を徴収したときは、入場者に入場券(第9号様式)を交付する。 (指定管理者による管理)
- 第18条 条例第15条第1項の規定により指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合にあっては、第2条及び第3条の規定、第9条及び第10条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。
- 2 条例第18条第1項の規定により指定管理に文化センターの利用に係る料金(以下「利用料金」 という。)を収受させる場合の同第4項に規定する減免の基準については、第7条第1項の規定

による別表第2を準用する。この場合においては、別表第2中12号の「教育委員会」とあるのは 「指定管理者」とする。

3 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合の同条第5項の規定による還付については、第8条第1項各号の規定を準用する。この場合においては、同項第2号及び第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(教育長への委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、文化センターの管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年12月1日から施行する。

(千歳市立公民館条例施行規則の一部改正)

2 千歳市立公民館条例施行規則(昭和37年千歳市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを除く。)を次のように改める。

- 第2条 千歳市立千歳公民館(以下「公民館」という。)に館長その他必要な職員を、千歳市民 文化センター(以下「文化センター」という。)にセンター長その他必要な職員を、分館には 分館長その他必要な職員を置く。
- 2 公民館に公民館係を置く。
- 3 文化センターに管理係を置く。

第3条第1項中「公民館長は公民館の行う」を「公民館長は公民館の、文化センター長は文化センターの行う」に改め、同条第2項中「係長は、館長の」を「係長は、館長又はセンター長の」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 2 管理係は、次の事務を分掌する。
 - (1) 文化センターの管理運営に関すること。
 - (2) 文化センターの庶務に関すること。
 - (3) 視聴覚教育に関すること。
 - (4) 公民館学級、教室、講座その他集会に関すること。
 - (5) 資料等の整備利用に関すること。
 - (6) 関係団体の連絡調整に関すること。

(7) 他の社会教育施設との連絡調整に関すること。

第8条中「公民館」を「公民館及び文化センター」に、「館長」を「館長又は文化センター長」に改める。

第9条(見出しを除く。)を次のように改める。

- 第9条 公民館及び文化センターの定例休館日を次のように定める。
 - (1) 月曜日。ただし、文化センターにあつては、この日が祝日又は国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)第3条第2項に規定する休日である場合はその翌日
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 前項のほか、公民館長又は文化センター長が特に必要があると認めたときは、管理運営に支 障のない範囲において臨時に休館することができる。
- 3 第1項の定例休館日であつても、委員会が特に必要と認めたときは開館することができる。
- 4 千歳市民文化センター条例(昭和58年千歳市条例第24号)第2条第1号又は同条第2号に規 定する施設のみを休館し、又は開館することができるものとする。
- 5 分館の休館日は、分館長が定める。

第10条を次のように改める。

(冷暖房実施期間)

- 第10条 公民館、文化センター及び分館の暖房実施期間は11月1日から翌年の4月30日までとする。ただし、館長、センター長及び分館長は時宜により変更することができる。
- 2 文化センターの大ホール及び中ホールの冷房実施期間は7月1日から8月15日までとする。 ただし、センター長は時宜により変更することができる。

(千歳市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正)

3 千歳市教育委員会事務局組織に関する規則(昭和52年千歳市教育委員会規則第5号)の一部を 次のように改正する。

第3条第1項中「一文化センター準備室一文化センター係」を削る。

第6条中文化センター開設準備室の項を削る。

附 則(昭和60年4月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年5月28日教委規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千歳市民文化センター条例施行規則第8条の規定は、この規則の施行の日以後の使用 に係る使用料の還付申請について適用し、同日前の使用に係る使用料の還付申請については、な お従前の例による。

附 則(平成7年2月21日教委規則第3号)

(施行期日)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月30日教委規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に第1条、第4条、第6条から第8条まで及び第10条から第14条までの規定による改正前の千歳市奨学資金条例施行規則、千歳市立千歳公民館使用条例施行規則、千歳市民文化センター条例施行規則、千歳市青少年会館条例施行規則、千歳市青年の家支笏湖研修センター設置条例施行規則、千歳市スポーツセンター条例施行規則、千歳市市民スキー場設置条例施行規則、千歳市体育施設設置条例施行規則、千歳市開基記念総合武道館条例施行規則及び千歳市温水プール条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(千歳市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱い特例規則の廃止)

3 千歳市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱い特例規則(平成9年千歳市教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則 (平成18年4月26日教委規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、 同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の千歳市民文化センター条例施行規則第1及び別表第2は、平成18年6 月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従 前の例による。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市民文化センター条例施行規則の規定 により、作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成26年3月25日教委規則第5号)

(施行期日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月23日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表1 (第5条関係)

附属設備 • 物品使用料

(単位:円)

	(中位・11)				1
			使用	月料	
区分	物件名	単位	午前・午		備考
			後・夜間	全日	
	調光機設備	1式	3,000	8, 000	
	フットライト	1列	600	1,800	65W×72
	花道フットライト	1列	400	1, 200	65W×48
	ロアホリゾントライト	1列	3, 000	9, 000	300W×80
大ホー	ボーダーライト	1列	2, 500	7, 500	200W×90
ル照明	アッパーホリゾントライト	1列	6, 000	18, 000	500W×92
	中アッパーホリゾントライト	1列	2, 500	7, 500	300W×72
	天井反射板ライト	1式	2, 500	7, 500	500W×44
	センターピンスポットライト	1台	2,000	6, 000	クセノン 2 KW
	調光機設備	1式	1,000	2, 500	
中ホー	フットライト	1列	400	1, 200	65W×48
ル照明	ロアホリゾントライト	1列	1,000	3, 000	300W×48
	ボーダーライト	1列	1, 200	3, 600	130W×54

	T		1		
	アッパーホリゾントライト	1列	1, 700	5, 000	500W×60
	天井反射板ライト	1式	500	1, 500	250W×21
	センターピンスポットライト	1台	1,000	3,000	1 KWクセノン
	スポットライト 1.5KW	1台	300	900	
	スポットライト 1KW	1台	200	600	
	スポットライト 0.5KW	1台	100	300	
	ハロゲンピンスポットライト	1台	800	2, 400	1 KW
	パーライト 1 KW	1台	200	600	
	パーライト0.5KW	1台	100	300	
	AC	1式	200	600	250W× 4
	I · T · O	1台	200	600	650W
	ソースフォー	1台	200	600	
	カレードマシン	1台	100	300	
	プリズムマシン	1台	100	300	
共通照	エフェクトプロジェクター 1K	1台	300	900	
明	W エフェクトプロジェクター 2K W	1台	600	1, 800	
	エフェクトマシン	1台	200	600	
	エフェクトディスク・パターン	1枚	50	150	
	先玉(4・6・8・10・12)イン チ	1個	50	150	
	ミラーボール	1台	200	600	
	カラーチェンジャー	1式	300	900	
	オーロラマシン	1台	200	600	500W
	マルチストロボ	1台	400	1, 200	1.8KW
	カッターピンスポット	1台	150	450	500W
	波リップルマシン	1台	1,000	3, 000	500×2
	カラーフィルター	1枚	20	50	8インチ換算

	持込器具	1 K W当	200	600	
	ミニブルートライト	1台	200	600	
	LEDスポットライト	1台	200	600	
	星球	1式	600	1,800	
	メラマシン	1台	500	1, 500	
	ゴボローテーター	1台	100	300	
	スピナー	1台	300	900	
	拡声基本設備(卓)	1式	3,000	8, 000	
	カセットデッキ	1台	800	2, 000	
		1台	800	2, 000	
大ホー	CDプレーヤー MDプレーヤー	1台	1,000	2, 400	
ル音響	マイク用三点吊装置	1台	500	1, 200	
	マイクエレベーター装置	1台	300	800	
	メモリーレコーダー	1台	1,000	2, 400	
	拡声基本設備(卓)	1式	1,000	2, 500	
	カセットデッキ	1台	500	1, 200	
中ホー	CDプレーヤー	1台	500	1, 200	
ル音響	MDプレーヤー	1台	700	1, 700	
	マイク用三点吊装置	1台	300	800	
	メモリーレコーダー	1台	700	1, 700	
	コンデンサーマイク	1本	1, 200	3, 000	
	ダイナミックマイク	1本	1,000	2, 500	
	ステレオワンポイントマイク	1本	1,500	3, 500	
共通音	超指向性マイク	1本	2,000	5, 000	
響	ワイヤレスマイク	1本	2,000	5, 000	
	フォールドバックスピーカー	1台	400	1,000	
	持込器具	1 K W当	200	600	

	音響反射板	1式	10,000	25, 000	
	所作台	1式	5,000	12,000	
	花道用所作台	1式	1,000	2, 500	
	松羽目	1式	1,000	2, 500	
					 どん帳、絞りどん帳、一文
大ホー	諸幕類	1張	500	1, 200	 字幕、袖幕、ホリゾント幕
ル舞台					を除く。
装置	地がすり	1式	1,000	2, 500	
	演台	1式	1,000	2, 500	
	国・道・市旗	1枚	300	700	
	振り落とし装置	1式	300	700	
	スクリーン	1式	3,000	7,000	
	バトン	1本	500	1, 200	
	音響反射板	1式	5,000	12, 000	
	松羽目	1式	500	1, 200	
					 どん帳、絞りどん帳、一文
	諸幕類	1張	200	500	 字幕、袖幕、ホリゾント幕
					を除く。
	地がすり	1式	500	1, 200	
	演台	1式	800	2,000	
装置	国・道・市旗	1枚	200	500	
	所作台	1式	2, 500	6, 000	
	振り落とし装置	1式	200	500	
	スクリーン	1式	2,000	5, 000	
	バトン	1本	300	900	
	平台	1枚	100	250	
共通舞	金びょうぶ	1双	2,000	5, 000	
台装置	鳥の子びょうぶ	1双	2,000	5, 000	
	人形立	1本	20	50	

	1				
	めくり立	1台	100	250	
	指揮者台	1台	200	500	
	指揮者用譜面台	1台	200	500	
	楽団員用譜面台	1台	100	250	
	譜面灯	1灯	50	120	
	毛せん	1枚	50	120	1. 8×3. 6 1. 8×1. 8
	ドライアイスマシン	1台	1, 200	3, 600	6 KW
	フエルト毛せん	1枚	50	120	1.8×7.2
	上敷	1畳	20	50	
	大太鼓	1式	1,000	2, 500	
	ピアノ(外国製)	1式	12,000	30, 000	調律は使用者
	ピアノ(日本製)	1式	3, 000	7, 000	調律は使用者
	16m/m映写機	1台	3,000	7,000	
	座ぶとん	1枚	100	250	
	雪かご	1本	100	250	
リハー サル室 控室 5	ピアノ(アップライト)	1式	500	1, 200	
	電子レンジ	1式	300	900	
調理教	炊飯器	1式	200	600	
室 	ガスオーブン	1式	100	300	
美術工 芸教室	スポットライト	1台	100	300	500W
	電気炉(七宝焼用)	1台	500	1, 500	1. 4KW
[/二十十十/-	電動ロクロ	1台	200	600	
陶芸教	真空土練機	1台	300	900	
室	ポットミル	1式	200	600	
	攪拌機	1台	250	750	

	コンプレッサー	1式	500	1, 500	
	陶芸窯(都市ガス)	1式		2,000	ガス料金実費
和室	茶道用具	1式	2,000	5, 000	
	移動ステージ	1台	300	900	
	スポットライト	1台	100	300	500W
	スポットライト	1台	200	600	1 KW
	ハロゲンスポットライト	1台	800	2, 400	1 KW
	放送設備	1式	800	2,000	
大会議	ダイナミックマイク	1本	1,000	2, 500	
室	ワイヤレスマイク	1本	2,000	5, 000	ハンド・ピン共
	平台	1枚	100	250	
	ミラーボール (含 S P)	1式	400	1, 200	
	スクリーン	1式	300	900	
	バトン	1本	300	900	
	演台	1式	100	250	
	可搬式拡声装置	1式	1, 000	,	ワイヤレスマイク(ハンド) 1本及びダイナミックマイ ク1本を含む。
	展示パネル	1枚		100	
コミュ	びょうぶ	1双	1,500	4,000	
ニティ 施設共	持込み器具	1 K W	200	600	
通	電子ピアノ	1台	500	1, 200	
	ラジオカセットデッキ	1台	300	900	
	レーザーポインター	1台	100	300	
	移動式プロジェクター装置	1式	1,600	4,000	
TH MF W	スライド映写機	1台	500	1, 200	
視聴覚	オーバーヘッドプロジェクター	1台	500	1, 200	
室以外	移動モニター装置	1式	800	2,000	

別表2 (第7条関係)

減免基準

		
区分	侵	<u> </u>
1 市が主催し、又は使用するとき。	全額	
2 市内の団体が市の行政活動に協力し、又は市の業務を代行し、	全額	
若しくは補完するために使用するとき。		
3 市が共催して専ら公益のために使用するとき。	5割	減額
4 市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げ		
るもののうち小学校及び中学校を除く。)、保育所等が教育又は		
保育で使用するとき。		
5 障害者(市内在住者であって、身体障害者福祉法(昭和24年法	5割	減額
律第283号) 第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受	(介助	カ者1名については、
けている者、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児	全額免	色除)
童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定され		
た者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事		
項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者又は精神保		
健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45		
条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい		
る者をいう。)が個人で使用するとき。(プラネタリウムに限る。)		
6 構成員の半数以上が障害者である団体が使用するとき。	5割	減額
7 構成員の半数以上が65歳以上の者(市内在住者に限る。)であ	5割	減額
る団体が使用するとき。		
8 市民をもって組織する社会教育関係登録団体及び青少年団体が	5割	減額
主催し、営利を目的としないとき。		
9 市民をもって組織する労働団体、社会福祉団体若しくは産業経	5割	減額
済関係団体又は地域自治会が主催する場合で営利を目的としない		
集会等に使用するとき。		
10 市民が生活改善運動形式で行う祝賀会等に使用するとき。	5割	減額

11 条例第15条第1項の規定に基づき指定を受けた指定管理者が文	全額 免除
化センターを公共目的で使用するとき。	
12 その他教育委員会が施設の設置目的を勘案し、必要があると認	教育委員会が定める額
めるとき。	

備考

- 1 陶芸窯の燃料費については、減免しない。
- 2 減額する額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

第1号様式(第2条、第6条、第7条関係)

千歳市民文化センター使用承認申請書

Ŧ	敬	T教育委員·		水のと	おり使	囲し	たいの	ल ⊨ क	≱Ն⊉-	∤ .																年	4 月		В
'n	申請者	住 所 団 体 名 氏 名		<u> </u>	4-710			- 10		虹話 ()	_				所名							電話	()			
ē	1	行事名									弾		備		時	分~	時	分開			分	開		時	分			時	
1		(内 客)									リハ				睁	分~	時	分類		時	分	痩	_	時	分	横		時	分
7	2	使用日時	茎 名		1	使	用	В	時			午前	午後	皮間	舎	基本使用科	夢	本使用科 疎	帝	暖	備品	使用科	持	込	科	編長・	神込滅	i	#
10 L		会場		B	幅日	時	分 ~	В	曜日	時	分	-	_				営入												
ì				()	:		()	:			-				貿												
l				()	:	~	()	:		-		i			営入												
l				()	:	~	()	:		-	-	ŀ			営入												
l				()	:	~	()	:							貿												
l	г			()	:	~	()	:		- :	- :				営入												
l		年		()	:	~	()	:	l	-	- !	- :			営入												
l				()	:	~	()	:		- !					曾入												
ļ		_		()	:	~	()	:		i	į				営入												
l	L	月		()	:	~	()	:		i	i				営入												
I	3	人	Đ.	名	(出旗:	者	名	、 会場	整理	4	4)	合		i	}		営入												
ſ	4	設 備・ 備品使	有() ;	別紙・:	æ	5	特別的	设備		育	, (Shi	l 紐	() • 無	6	入場科		育(最高額				円)	・無			割
Ī	7	後納申	- :	Ť	徳市民:	文化	センタ・	一条伊	第64	第 35	复ただ	し書	の規	定に	ı,	1使用料の後	# 1 (月	日納	付) を	申請し	业十。							
Ì	8	減免申	情 無 有	Ť	歳市民:	文化	センタ・	一条例	施行規	ENSIN	美第 2	第	項の	規定	ic 1	り使用科の社	咳免	を申請しま	≱ †.								基本使见 设備備。		3
į	决		1	9	ŧ	什	技	術	决	定] [4	41 入	、月	В	併	考 (台市	記載	東 未・落	i)	抖	新容额 :	*			井	= +	×	軍 月	
	##								承不可	165 182			Я	В													ant-		
	裁								不难				月子	В	歳	市							_				1	86 第	86 第

第2号様式(第2条関係)

千歳市民文化センター使用承認書

千歳市教育委員会 ⑩

次のとおり使用を承認します。

住 所団体名

氏

(会 場責任者)

電話() —

職話() —

_																														
ž	1	行耳												準		#		• 分~	時 タ		開	時 多	<u>}</u> FF				1			_ 分.
₹1		(内	春)											リハ				9 分~	- 時 タ		場	時 分	演		時	分	传		時	分
※左右く内に起入してください。	2		日時	埊	名			使	用	В	時			午前	午後	夜間	全日	基本使用科	基本使用和 增	il R	净 短	(備品係	用科	拼	込料	4 1	Б • 1	冲 込線	₽l	
			숭쎯			8	曜日	時	分 ~	8 (曜日	時	分	L					営入											
ž						()	:	~	()	:		L	<u> </u>		<u> </u>		置入	\perp						\perp				
ñ						()	:	~	()	:		┖	! ! !	! !	<u> </u>		室 入											
1						()	:	~	()	:		╙	<u> </u>	<u> </u>			울 入							\perp				
1						()	:	~	()	:			_	<u> </u>	-		율 入	\perp										
i	Г		7			()	:	~	()	:		╙		<u> </u>			置入	1				<u> </u>		┷				
i	l	年	:			()	:	~	()	:		i_	!	_			置入	1				<u> </u>		1				
i	l					()	:	~	()	:		上		_	:		置入	1		1		<u> </u>		_				
i		月				()	:	~	()	:		i_	<u> </u>				置入	4		1		<u> </u>		1				
Ļ	_					()	:	~	()	:		i_	<u> </u>		<u> </u>		置入	4		<u> </u>		<u> </u>		1				
-	3	人	ļ			名	(出旗:	者	名、	会場	整理	4	首)	台	-		#		営入											
	4	設 備 f	備・ 6使り	Ħ	育	()	別紙	無	5	特別間	货備		ŧ	r (8	川緑	÷)・無	6 入場和	¥	有	(最高額			F	۹)•	無			割增
	7	後有	申	# 4	₹ ¦≢	r ·	千歳市	民文化	化センタ	ター条	例第 6	6条第3	3 ग्रा	ただり	غ د	の規定	対にコ	り使用科の領	炎納 (月	1	日納付)	を承認し	建十.							
	8	減力	2 申 7	# 4	≅ ¦ ‡	r -	千歳市	民文化	化センタ	ター条	例施行	規則	川表:	第29	Ħ.	夏の鬼	見定的	より使用科4	の臓免を承襲	şυ	业十。							基本例 設備値		최 황
_														Ŕ	九	月	В	備考				抖數學級	净			부	ī	承	年 月	В
															ļ	Ħ	В											165 S)	루
														_		千		徳 市												

(第2号様式裏面)

使用の申し込みについて

- 1 使用の時間
 - 承認した時間には、準備及び後始末の時間を含みます。
- 2 使用料の還付

既納の使用料は、原則としてお返ししません。

3 使用権の譲渡禁止

使用承認を得た者が、この権利を第三者に転貸し、又は譲渡することはできません。

4 使用の制限と取消し

承認内容を変更して使用したり、条例・規則に違反する行為をしたときは、使用の停止を命じ、又は使用の承認を取り 消すときがあります。

5 特別設備・使用変更の申請

照明・音響機器、舞台設備、看板等の特別な設備をするとき、又は承認された内容を変更するときは、あらかじめ申請手続きをしてください。

6 使用承認書の提出

使用当日、事務室へ使用承認書を提示の上、職員の指示を 受けてください。

7 原状回復の義務

使用を終わったときは、設備・備品を元の位置に戻して職員に報告し点検を受けてください。万一破損・減失等をしたときは、直ちに教育委員会に届け出て下さい。

8 災害時の誘導方法等

使用責任者は常に所在を明らかにするとともに、非常口の 場所と誘導方法等をあらかじめ確認しておいてください。

9 物品の販売等

特に承認した場合のほか、物品の販売、寄附金募集、飲食物の提供等をすることはできません。

10 守っていただくこと

・・・ へん、こと 使用者及びその関係者は、次のことを守っていただくとと もに、入場者にも周知徹底してください。

- ① 使用を承認されていない施設等の使用又は立入りをしないこと。
- ② 承認を受けたもの以外の機器を持ち込んだり、張紙、くぎ打ち、びょう打ち等をしないこと。
- ③ 収容できる定員を超えて入場させないこと。
- ④ 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- ⑤ その他職員の指示に従うこと。

使用前の準備

1 使用の打合せ

大・中ホールを使用する方は、使用日の7日前までに進行 スケジュール、台本等を4部持参の上、設備、進行、警備等 について職員と打合せをしてください。

2 関係機関への届出

税務署・警察署、消防署等関係機関への届出は、必要に応 じて早めにしてください。

- 3 使用者が準備・用意するもの
- ① 催物の看板、ポスター、表示、お茶の葉、事務用品等 は、使用者がご用意ください。
- ② 会場内外の整理・案内、入場券売り、モギリ、会場設営、場内放送等の必要な人員を配置してください。
- 4 駐車場についてのお願い

駐車台数には限りがありますので、なるべく自家用車以外の手段で来館されますよう関係者及び入場者に周知をお願いします。

第3号様式(第3条関係)

千歳市民文化センター使用取消(変更)申請書

千歳市教育委員会様

年 月 日第 号の承豁を受けた使用について、次のとおり

販消し(変更)したいので使用承認書を添えて申請します。 年 月 日 会場責任者 住 所 太わく内に配入してください。 請 団 体 名 氏 名 者 贬 名 電話(電話 (1 販消 理 由(具体的に記入してください。) 2変更 1. 行 事 名 1. 內 客 (内 客) B____ 時分開 時分質 罐日 分から 分~ 分開 時 分 終 2.使用日時 ※変更しようとする欄のみご配入ください。 分場 時 分 睁 分 時 分 ~ 時 牟 月 В 瞩日 時 分虫で リハーサル 旗 時 間 区 分 基本使用科 基本使用科维律 暖 備品使用科 持 込 科 備品・枠込練 埊 日 時 分 日 時 分 既 納 a 販消し b 変更増 c 変更減 d a-b+ c-d 取消運付判定 (基本使用料) (1)全 額(第8条第1項第1号) (2)8 割(第8条第1項第2号) (3)還付かし 名(出演者 名、会場整理 名) 遺付の請求を棄権いたします。 署名 働 4.人 5. 微 備 有〔)別紙・無 6.特別設備 7. 入場科 有 (別紙)・無 有 (最高額 円)・無 割増 决 爱 付 技 定 備 考 承 月 В 18 不 承 韶 # 裁 筝

第4号様式(第3条関係)

千歳市民文化センター使用取消(変更)承認書

年 月 日

即

年 月 日第 号の承認をいて、次のとおり取消し(変更)を承認します。 号の承認を受けた使用につ

住 所団体名 所

(会場責任者)

住 所

千歳市教育委員会

_	丑		名					電記	舌 ()	_	į	美 名				4	武話 (()		_	
1 販消	理	曲																				
2変更	1	行事 内	名容										(内 春)									
更	2	使日	用時		年	月	日期	8 8	睁 分	<i>3</i> ×5	华 (#	₩ 時	分~ 時	分	拼	時 分	} F#		時 3	終		時 分
		В	時		年	Д	日輝	8 8	睁 分	生で	リハーサバ	レ 時	分~ 時	分	場	時 分	} 横		時分	演		時 分
				埊	名		使用	Ħ B) 6		区分	基本使用科	基本使用科 增 滅	帝	暖	備品使用科	押点	스 科	備 品 持 込	int	7	+
							日時	分 ~	日時	分	既 納a											
			Ī				. :	~	• :		販消しb											
	3	使会	用場				:	~	• :		変更増c											
	Ĭ	윤	場 [:	~	• :		変更減 d											
							: :	~	• :		a-b+c-d											
			-				:	~	• :		4	判定(基本使 全 額(第8	用科) 条第1項第1・	루)	(2)	8 割(第	× 各筆:	1 項签:	9분)	(3)	遺付な	1.
	4	人 .	<u>þ</u>		4	<u> </u> 名(出旗	· : 者 名	~ i、会場	整理	名)	遺付の申請											
	5	設備品度	備用	育() 841	紙・無	6 散	別備	弁 (2	引紙)・無	7 入場	취	á	(最高額			円)・無			割増
决			\Box		髮	ff	技)	ŧ	定	備考							,				
									承韶								, A			_		月 日 -
裁									不承認								18	8		第	-	}

第5号様式(第7条関係)

千歳市民文化センタープラネタリウム入場料減免申	請書						
千歳市長様							
					年	月	目
	_	住	所				
	_	団体	名				
	_	氏	名				
千歳市民文化センター条例第14条第4項の規定により入場料の減免を申請します。							
			受	付	決	定	
						免除 「減額	
		<u>'</u>	<u>'</u>		•		

第6号様式(第8条関係)

千歳市民文化センター使用料還付申請書

千歳市教育委員会様

千歳市民文化センター条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を申請します。

年 月 日

※太わく内に記入してください	申請者	住団氏電	体	所名名話		承認書 年 月 日 第 番 号														第	뮺				
入してくださ	理(使用和 請書と に記力		曲												()	見則多	第8第	⋛第1	項第1	号・第	2号	・第	3 号))
ν, ο					₹.	分		分	基本	基本使用料		基本使用# 増減			冷暖	備品使用:	料 :	持 込 料		備品	備品持込減		計		
	\mathre			既	納	使	用	料																	
	速1	付申記	育 御	還		付		率	/10			/10			10/10	10/10		10/1		10	10/10				
				還		付	f 客i																		
Ī	決					3	受	付	合	議	決	定	備	Ī	考		•					•			
j	İ					İ				İ	承	飘													
	裁										不	承 認													

第7号様式 (第9条関係)

千歳市民文化センター特別設備等承認申請書

千歳市教育委員会様

次のとおり特別な設備を設置(既存の設備を変更)したいので申請します。

年 月 日

*太わく内に記	申請者12	住 所名 五											会場責任者	住所氏名			電	: 話()	_	
*太わく内に記入してください。	3	設備要領	設	備	名	称	設	置場	,所		设	置	期	間	定	格	数量	容量	備		考
	決			受	付	技	術	決	定	備者	<u>.</u>				合	計		K₩	金額()	1 KW当り	円
	裁							承 不:	部 郵記									承 認	第	年 ,	月 日 号

第8号様式(第9条関係)

千歳市民文化センター特別設備等承認書

様

次のとおり特別な設備の設置(既存の設	備の変更)を承認します。
--------------------	--------------

千歳市教育委員会

印

住 所 団 体 名 (会場責任者)

氏 名

電話 () 一

氏 名

電話() 一

	-																				
1	行 事 名																				
2	設備責任者																				
3	設備要領	設	備	名	称	設	置	場	所	設	置	期	間	定	格	数量	容量	ſ)	莆	考	
ļ																					
ļ																					
																		金額(1 KW	当り	用)
										備考				合	計		K₩				円
																	承		年	月	目
																	認	第		,	뮥

